

第4号様式（第10条関係）

会 議 録 （要 旨）

| | |
|---|---|
| 会 議 名 | 令和7年度 第1回文化財保護審議会 |
| 開 催 日 時 | 令和7年6月28日（土） 午後2時00分 ～午後4時00分 |
| 開 催 場 所 | 歴史民俗資料館会議室 |
| 出 席 者 及 び 欠 席 者 | 出席者：内野副会長、加園委員、清水委員、高橋委員、多田委員、檜崎委員 事務局：文化振興課長、資料館係長 欠席者：蓮沼会長、牛込委員、田代委員、波多野委員 |
| 議 題 | 1 三本榎(乙幡榎)について 2 文化財の指定について 3 その他 令和7年度第2回文化財保護審議会の日程について |
| 結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。) | 議題1 ・後継樹とする1本を残し、他は伐採する。 議題2 ・増尾家の文書を指定に向けて検討を行う。 議題3 ・令和7年12月までに開催する。 |
| 審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発言者) ○：委員 ●：事務局 | 報告事項(1) 歴史民俗資料館事業について 事務局より今年度の実施事業を報告 ○ 企画展に関して発刊された文化財資料集は内容が充実していてよくできている。 ○ この企画展を基に講演会等のイベントを開催しPRすべき。 ○ 歴史講座については単発での実施ではなく、複数回の講座にすべき内容であった。 ○ 了承する。 議題1 三本榎(乙幡榎)について ● 令和7年2月に実施した診断の報告書によると、No.1-1 から1-3 の3本については、第三者による植樹の可能性が非常に高く、乙幡榎のクローンかどうか不明であるため、後継樹の候補から除外したい。クローン株と推定されるNo.3とNo.5の2本のうち、第1候補に推薦されているNo.5の個体を後継樹としたい。また、その他の6本については、令和8年度に全て伐採したい。 ○ 1本立ちさせ今後10年、20年と市のシンボルとしての役割を担ってもらおう。今後の保護についてはどうか。 ● 乙幡榎については、既に樹勢が衰えてきていたこともあり平成30年前後に風等により枝折れや幹の損壊もあった。現状で一番良い状態のNo. |

| | |
|--|--|
| | <p>5を選定し残すので、今後しばらくは通常の剪定だけで十分と考えている。</p> <p>○ 事務局提案どおりNo.5の1本を残し、他については伐採することとする。</p> <p>議題2 文化財の指定について</p> <p>● 江戸時代名主家文書2件のうち増尾家については市への寄贈に同意を得た。資料2-2で江戸時代名主家文書の危険度が大きくなっており、所有者が寄贈に同意したことにより、指定文化財とする条件が整ったと言える。市指定文化財「江戸時代名主家文書」に増尾家の文書を追加指定することを提案する。</p> <p>○ 古文書ではないが、乙幡稲荷の板碑はどこにあるのか。</p> <p>○ 稲荷の祠の下にある。「武蔵村山市の板碑」(昭和56年発行)を発刊する際に調査し確認したのが最後であり、その後については承知していない。</p> <p>○ 元の管理をしていた乙幡家にあるのか。</p> <p>○ 乙幡家から板碑を寄贈されたが、その中に乙幡稲荷の板碑は無い。</p> <p>○ 稲荷の管理を任されているが見ていない。後日確認する。</p> <p>○ 荒田家も寄贈してもらえれば、一緒に指定できるのだが。</p> <p>● 昨年荒田家の文書をくん蒸消毒をした際に寄贈の打診をしたが、了承いただけなかった。</p> <p>○ 指定文化財としての指定について話は伝わっているのか。</p> <p>○ 先代の所有者には伝えたことがある。</p> <p>● 承諾が得られれば、個人所有のまま指定もできるが、所有者に負担がかかるのでなかなか難しい。</p> <p>○ 荒田家の文書については寄贈について会長からお願いしていただくことも考えられる。今回は増尾家だけを指定に向けての検討を行う。</p> <p>○ 市史編さん時に調査をし、目録が出来上がっている。それと照合し、状態の確認をして次回の審議会に資料として用意していただきたい。</p> <p>議題3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 柏市高射砲第二連隊視察報告(檜崎委員) ・ 次回の審議会は、令和7年12月までに開催する。 |
|--|--|

| | |
|--------------------|---|
| <p>会議の公開・非公開の別</p> | <p>■公開 <input type="checkbox"/>一部公開 <input type="checkbox"/>非公開 ※一部公開又は非公開とした理由</p> <p style="text-align: right;">傍聴者： _____ 0 人</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 100px; margin-top: 10px;"></div> |
|--------------------|---|

| | |
|---------------------|---|
| <p>会議録の開示・非開示の別</p> | <p>■開示 <input type="checkbox"/>一部開示(根拠法令等： _____) <input type="checkbox"/>非開示(根拠法令等： _____)</p> |
|---------------------|---|

| | |
|--------------|-------------------------------------|
| <p>庶務担当課</p> | <p>教育部 文化振興課 資料館係 (外線：560-6620)</p> |
|--------------|-------------------------------------|